



平成 26 年 7 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ウェザーニューズ  
代表者名 代表取締役社長 草開 千仁  
(コード番号 4825 東証第一部)  
問合せ先 SR コーナーリーダー 北川 堅  
(広報・IR)  
TEL : 043 - 274 - 5536

### 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 26 年 8 月 9 日開催予定の当社第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

これまで、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、この報酬より役員持株会を通じ当社株を購入する仕組みをとってきました。当社は第 29 期より「Innovation & Collaboration with Entrepreneurship」をスローガンとし、経営理念にある AAC (Aggressively Adaptable Company) に基づき、積極果敢にサポーターのニーズ・ウォンツを先取りしていく Entrepreneurship の組織化を実践していきます。

今般、取締役の報酬を当社の業績と株価に連動させることにより、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、現在の報酬制度を見直し、新たに株式報酬型ストックオプションを導入いたします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限は、次のとおりです。

#### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は 1 個当たり 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は

株式併合を伴う場合を除く)を行う場合には、当社は当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

#### ②新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数2,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から11年以内の範囲で、取締役会において定める。

#### ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者の行使の条件については、取締役会において定める。

#### ⑧その他新株予約権の内容

その他新株予約権の内容については、取締役会において定める。

(ご参考：当社業績連動報酬制度の概要)

- ① 適用対象者は、当社の業績の成否に重要な役割を担う当社取締役(社外取締役を除く)とします。
- ② 適用対象者に対して業績連動基準金額の一部を、金銭での支給から株式報酬として新株予約権の割り当てに改定します。
- ③ 適用対象者に割り当てる新株予約権の算出は、前事業年度に対して連結営業利益が増加していることを前提に、連結売上高が前事業年度と同じ場合は最低基準行使可能株数(金銭の支給から株式報酬とした株数)を新株予約権として割り当て、これに加え、前述の最低基準行使可能株数の最大2倍を連結売上高の成長率(5%以上は5%とする)に応じて、比例配分した株数を割り当てます。なお、連結売上高はトールゲート売上高(継続的にコンテンツを提供するビジネスの売上高)であり、このうち外貨建売上高については、前事業年度と同一の為替換算レートを適用するものとします。
- ④ 適用対象者に対しては、上述③の最大となる新株予約権を一旦割り当てるものの、実際の達成率に応じて、権利行使可能分以外の新株予約権は全て失効します。

以上